

1 はじめに

この論文は、中国の海洋進出を漁業の面から考察することを目的とし、戦後の日本の漁業分野での経験、現在の漁業を取り巻く情勢を踏まえ、以下の事項について述べる。

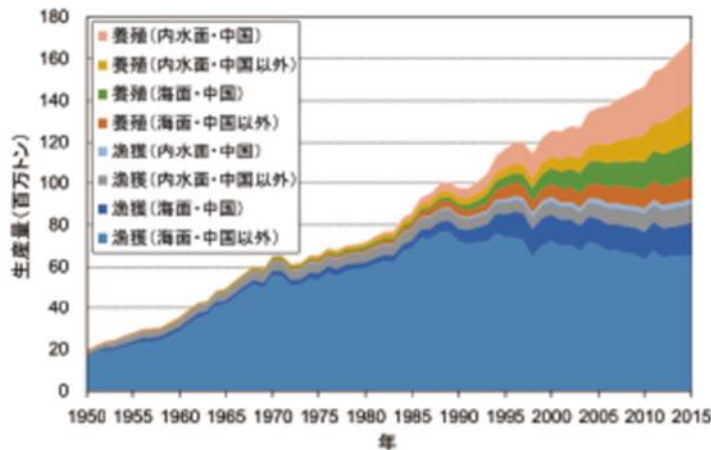
- ① 中国の漁業生産について、
- ② 中国漁業をめぐる問題～水産資源と海洋秩序～
- ③ 資源量に見合った適正規模の中国漁業を実現させるために

2 中国の漁業生産について

(1) 世界の漁業生産に占める中国の地位

まず、世界の漁業・養殖業の生産量について長期的動向をみると、図1のとおりである。海面漁業が頭打ちにある中であって、中国を中心に養殖漁業の生産量の増大が著しい。また、海面漁業では他国が生産を減少させる中であって、これを補う形で中国が生産を伸ばしている¹。

図1 世界の漁業の現状（海洋・内水面）



資料：川端淳「世界の漁業の現状と資源状況について」

出典は、F A O統計資料。

注：海藻類・哺乳類は除外。

その結果、2014年時点で見ると、海面漁業では、世界全体の18.2%を占めるに至って

¹ 中国政府の政策展開に関しては、河原昌一郎「中国はどのように漁業大国となったか～改革開放政策後の展開過程をみる～」『水産界』(2016.7)を参照のこと。

いる（表1参照）。

表1 中国の漁業の現状（2016年）

	漁獲			魚類養殖		
	内水面	海面	小計	内水面	海面	小計
世界計	11,596	81,549	93,145	43,559	6,303	49,862
うち中国	2,295	14,811	17,106	26,030	1,190	49,469
うち日本	31	3,630	3,661	34	239	273

（単位：千トン）

資料：FAO「The State of World Fisheries and Aquaculture（2016）」

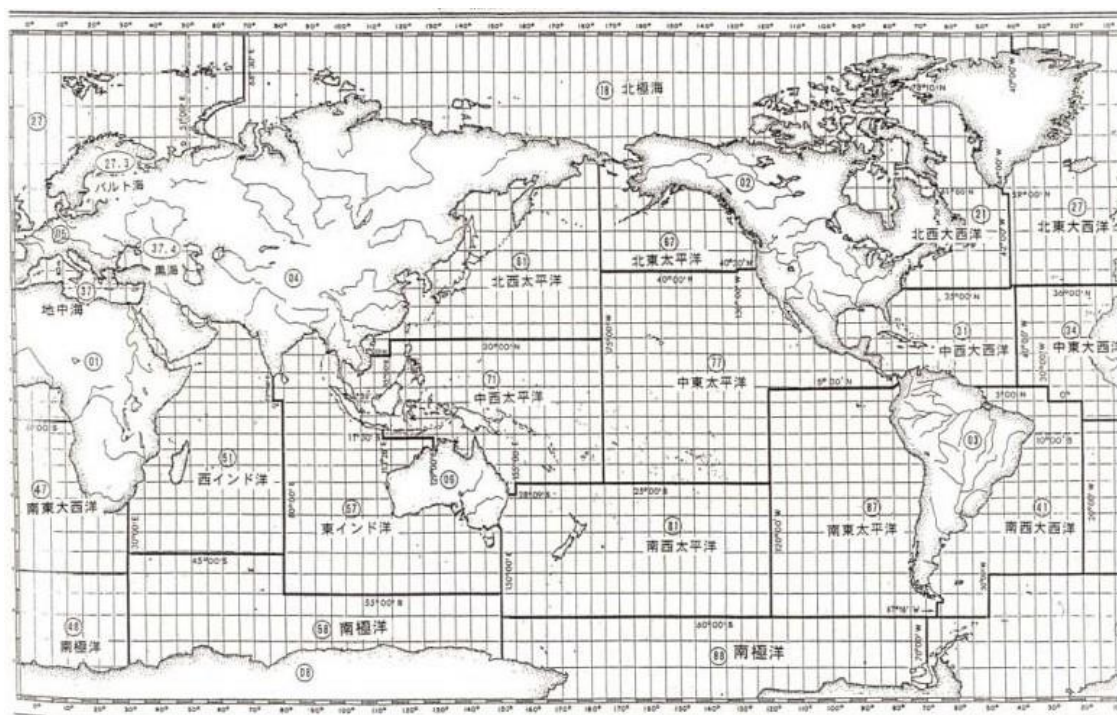
注：日本の内水面漁獲は、農林省「漁業・養殖業生産統計」で補完。

養殖には、軟体動物・甲殻類その他水生動物・藻類を含まず。

（2）海区別の漁業生産量

では、世界のどの水域で中国は操業を行っているのでしょうか。国際連合食糧農業機関（FAO）は世界の海を図2に掲げる海区に区分し、それぞれの漁獲統計を公表している。これによれば、2016年の中国は、世界三大漁場の一つを含む「北西部太平洋」²に殆ど集中していることが分る（表2）。しかし、この海区は中国の沿岸水域から日本周辺水域を含む広大なもので、同国の「遠洋漁業」の実態はこの資料から明らかとはならない。

図2 FAOの漁獲統計海区



² FAOの統計によれば、世界の漁業生産（9,201万トン）のうち、51.6%が太平洋、24.7%が北西部太平洋となっている。

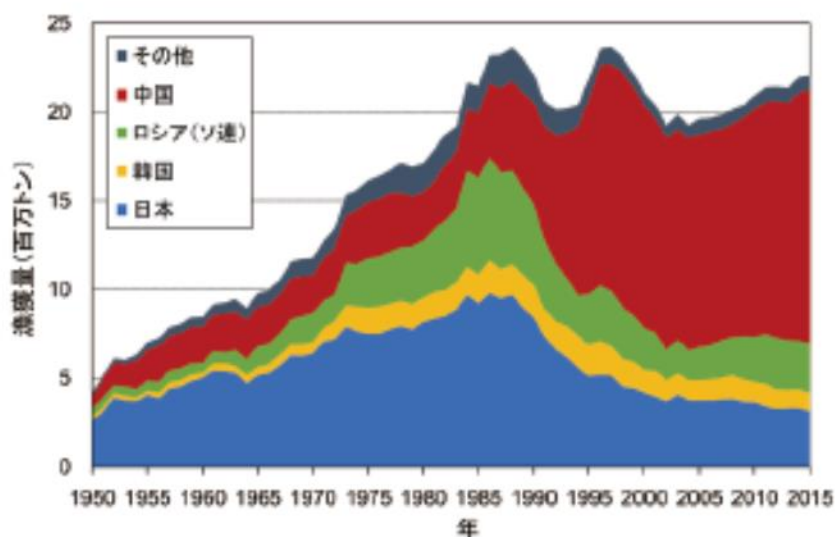
表2 中国の海面漁業生産量(水域別・全魚種)

		2016		
		トン	%	%
太平洋	北東部	-	-	86.21
	北西部	14,776,770	84.44	
	中東部	33,158	0.19	
	中西部	25,078	0.14	
	南東部	251,566	1.44	
	南西部	6,108	0.03	
大西洋	北東部	54	0.00	0.45
	北西部	-	-	
	中東部	5,715	0.03	
	中西部	508	0.00	
	南東部	459	0.00	
	南西部	71,199	0.41	
インド洋	東部	782	0.00	0.06
	西部	9,818	0.06	
地中海・黒海		-	-	-
内水面		2,318,046	13.25	13.25
合計		88,535	100.00	100.00

資料：FAO「Fishstat J」(1950-2016)」

参考までに、北西太平洋における国別の漁獲量の変化を時系列で示しておく(図3)。近年中国が生産を拡大し、極めて大きい割合を占めるに至っていることは一目瞭然であるが、既に指摘したように、当該水域が中国沿岸水域をも含む広大なものであることには留意する必要がある。

図3 北西太平洋における国別漁獲量の動向



資料：川端淳「世界の漁業の現状と資源状況について」

出典は、F A O統計資料。

注：藻類・哺乳類は除外。

2 中国漁業をめぐる問題～資産資源と海洋秩序～

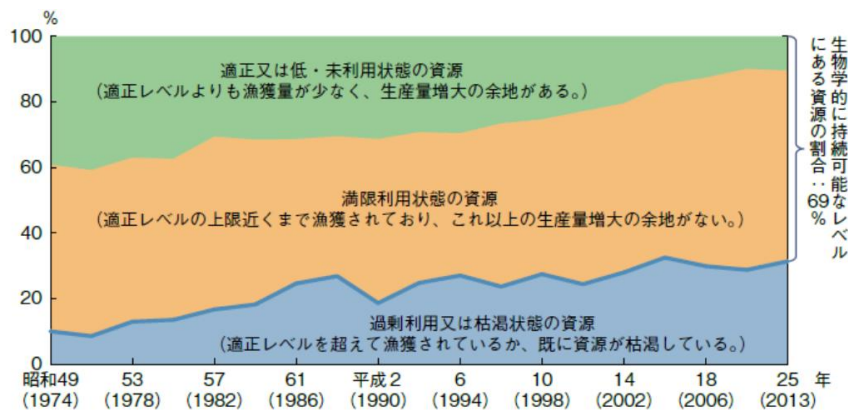
翻って、我が国の漁業生産を省みると、戦後の食糧（特に動物性たんぱく質）に不足打開を水産物に求め、マッカーサーラインの撤廃とともに広く世界の海に飛び出し、「沿岸から沖合に、沖合から遠洋に」を合言葉とし、ピーク時の昭和54には海面養殖業を含め1,282万トンもの生産を実現していた。そして我が国は現在も輸入を含め、世界有数の漁食である。その我が国から見て、中国の漁業生産の何が問題なのであろうか。

実は、水産資源の動向と海洋秩序の在り方の2つの面から、戦後の我が国とは状況が大きく異なっている。以下、この問題に焦点を当てて、中国の漁業を考えていくこととしたい。

(1) 水産資源の動向

まず、水産資源の動向について述べる。平成27年版の水産白書は、生物学的に持続可能なレベルにある水産資源は全体の約7割を占めているものの、過剰利用又は資源枯渇の状態にあるものの割合が漸増してきていることを紹介している（図4参照）。自国が欲する魚種を必要な量だけ漁獲することができる時代ではなくなっていることが分る。

図4 世界の水産資源の動向



資料：FAO「The State of World Fisheries and Aquaculture 2016」に基づき水産庁で作成

資料：水産庁「水産白書」（平成27年度版）

出典は、FAO「The State of World Fisheries and Aquaculture (2016)」で、水産庁が作成。

(2) 漁業をめぐる海洋秩序

次に、漁業をめぐる海洋秩序について述べる。第三国連海洋法会議が1973年から始まり、

各国間での粘り強い交渉の結果、「国連海洋法条約」(正式名称:「海洋法に関する国際連合条約」)として82年に採択され、94年11月に発効した³。同条約の成立により状況は一変した。上述したとおり厳しさを増している水産資源について、その適切な利用を図る上から、同条約は重要な役割を果たしている。以下、同条約の下の海洋秩序の概要をまず述べておきたい。

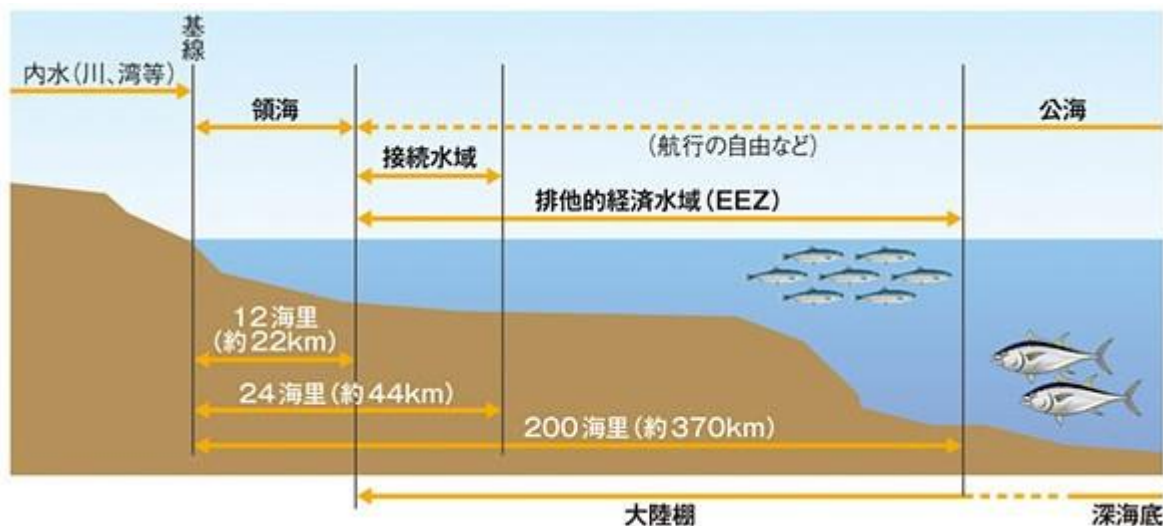
ア 国連海洋法条約では、図5のイメージ図が示すように、領土基線から12海里までを領海とし、その外側に基線から200海里までの排他的経済水域(EEZ)を設け、沿岸国による資源管理を認めている。即ち、EEZ内の資源量、適正な漁獲量、外国漁船への割当量、内外漁船の操業取締りを沿岸国に認める沿岸国主義を採用している。

他方、その外側は完全な公海であって、その先に他国のEEZ・領海が設けられている(図5では記載を省略)。

ただし、我が国と中国の基線間の距離は400海里なく(図5に示す「公海」は存在しない)、両国のEEZの間に境界線を設ける必要があるが、未だ確定していない。このため、特別な問題を抱えている。この点に関してはエで改めて述べる。

以下、公海における操業秩序とその先にある他国(太平洋島嶼国)のEEZにおける操業に関して、順次述べる。

図5 各種水域の概念図



出典：(公財) 笹川平和記念財団海洋政策研究所・HP。なお、外務省「わかる！国際情勢

Vol.6 1 海の法秩序と国際海洋法裁判所」掲載図一部改変との注あり

イ 公海における漁業

³ 日本については96年7月から、中国については同年6月から発効した。

(ア) 国連海洋法条約の想定する漁業秩序

排他的経済水域（EEZ）を超える水域、即ち公海については、国連海洋法条約は従来どおり旗国の管理の下での操業の実施を認めたが、表3に示すように、魚種別区分に応じて然るべき資源管理体制を整えるべきものとされた。即ち、高度回遊性魚類については漁獲国が、ストラドリングストックについては沿岸国と漁獲国とが、地域ごとに設ける国際機関等を通じて管理を行うこととされている⁴。

表3 公海漁業に関する国連海洋法条約の規定

魚 種	国連海洋法条約規定（要旨）
A) 高度回遊性魚類資源（排他的経済水域の内外を問わず広く回遊する魚類＝カツオ、マグロ、カジキなど）	漁獲国は、当該地域全体において当該種の保存を確保しかつ最適利用の目的を促進するため、直接に又は適当な国際機関を通じて協力する（第64条第1項）。
B) ストラドリングストック（排他的経済水域と公海にまたがって分布する魚類資源＝タラ、スケトウダラ、イカ、カレイなど）	沿岸国及び接続する水域での漁獲国は、直接に又は適当な地域的機関を通じて、接続する水域における当該資源の保存のために必要な措置について合意するよう努める（第63条第2項）

既に、高度回遊性魚類については図6に示す水域に、ストラドリングストックについては図7に示す水域に、国際機関が設けられている。

図6 高度回遊性魚類の地域漁業管理機関



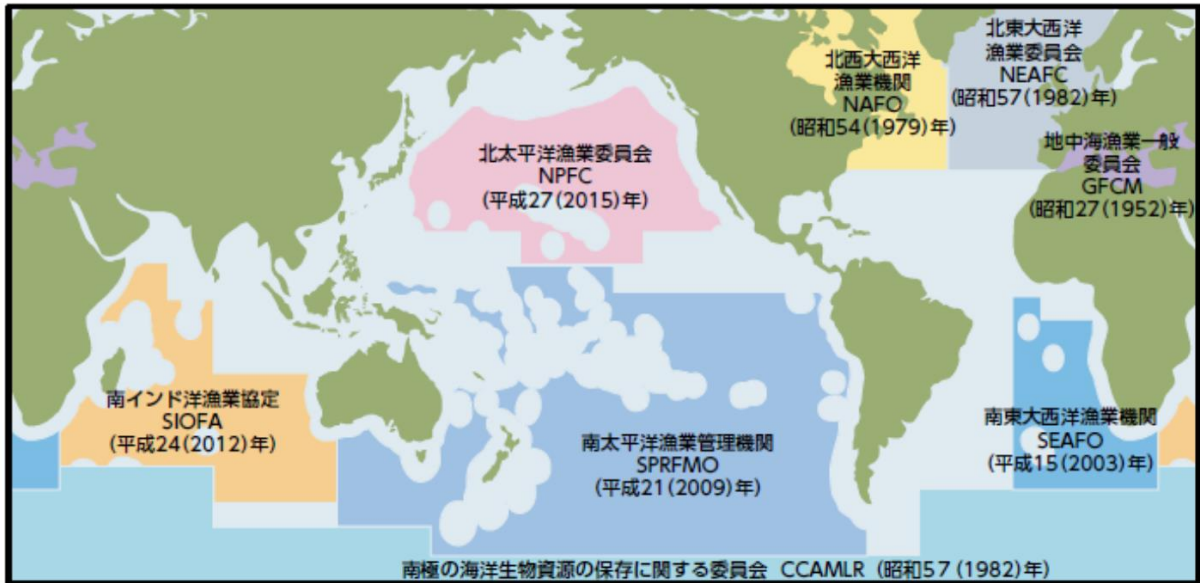
資料：水産庁資料

注1：()内は、条約発効年を示す。

⁴ 資料3に掲げたもののほか、「溯河性資源」（産卵期に海から河川に回帰する魚類＝サケ・マスなど）について、第66条第3項で規定しているが、省略する。

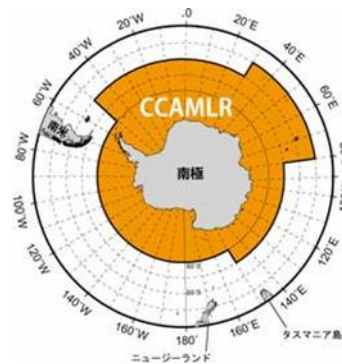
2：みなみまぐろ保存員会（CCSBT）は、魚種（みなみまぐろ）に着目した機関であつて、水域に関する規定は置かれていない。

図7 ストラドリグストックに関する主要な地域漁業管理機関



資料：水産庁資料

注：（ ）内は、条約発効年を示す。



(イ) 日中両国の国際機関への参加状況

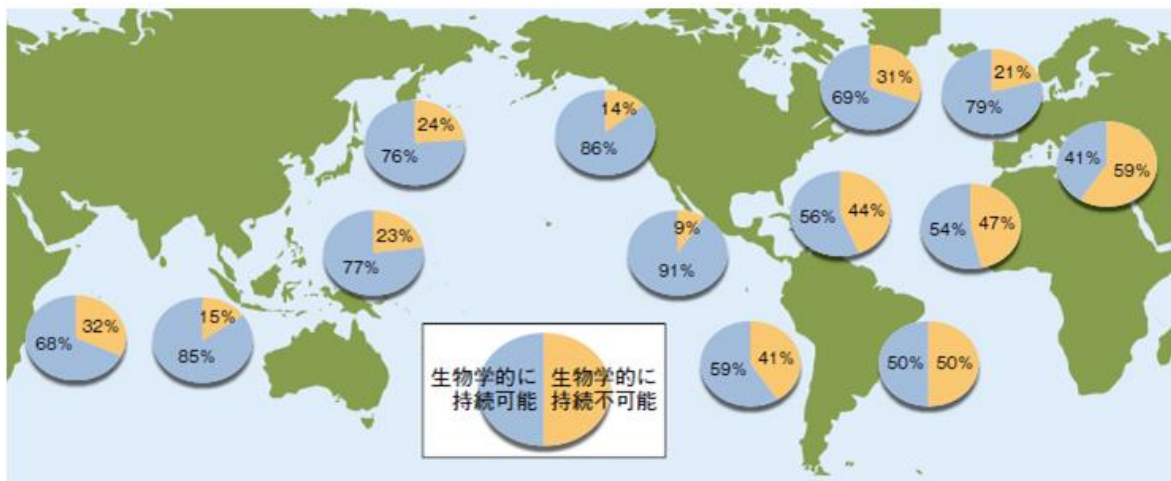
次に、上記機関への日中両国の参加状況について述べる。表4に示すとおり、高度回遊性魚類については、日本は全ての、中国もみなみまぐろ保存員会（CCSBT）を除く全ての地域漁業管理機関に参加している。またストラドリグストックについては、日本は操業の実績がない南太平洋漁業管理機構（SPRFMO）を除く全ての機関に参加しているが、中国は大西洋とインド洋の機関には参加しておらず、表2に示した漁獲実績と符合する内容となっている。

表4 国際機関への参加状況

水域	A) 高度回遊性魚類			B) ストラドリリング・ストック		
	機関名	日本	中国	機関名	日本	中国
太平洋	中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC)	○	○	北太平洋漁業委員会 (NPFCC)	○	○
	全米熱帯まぐろ類委員会 (IATTC)	○	○	南太平洋漁業管理機構 (SPRFMO)	×	○
大西洋	大西洋まぐろ類保存国際委員会 (ICCAT)	○	○	北西大西洋漁業機関 (NAFO)	○	×
				北東大西洋漁業委員会 (NEAFC)	×	×
				地中海漁業一般委員会 (GFCM)	○	×
				南西大西洋漁業機関 (SEAFO)	○	×
インド洋	インド洋まぐろ類委員会 (IOTC)	○	○	南インド洋漁業協定 (SIOFA)	○	×
南半球／南極海	みなみまぐろ保存員会 (CCSBT)	○	×	南極の海洋生物資源の保存に関する委員会 (CCAMLR)	○	○

中国の動向に関し、若干補足をしておきたい。図8は世界の漁業資源の動向を水域別に示したものであるが、大西洋では「生物学的な持続不可能な資源の割合」が、他の水域に比べ高い。従って、後発遠洋漁業国である中国が大西洋での操業に参入することは、困難なのではなかろうか。

図8 世界の漁業資源の状況 (水域別)



資料：水産庁「水産白書」(平成27年度版)

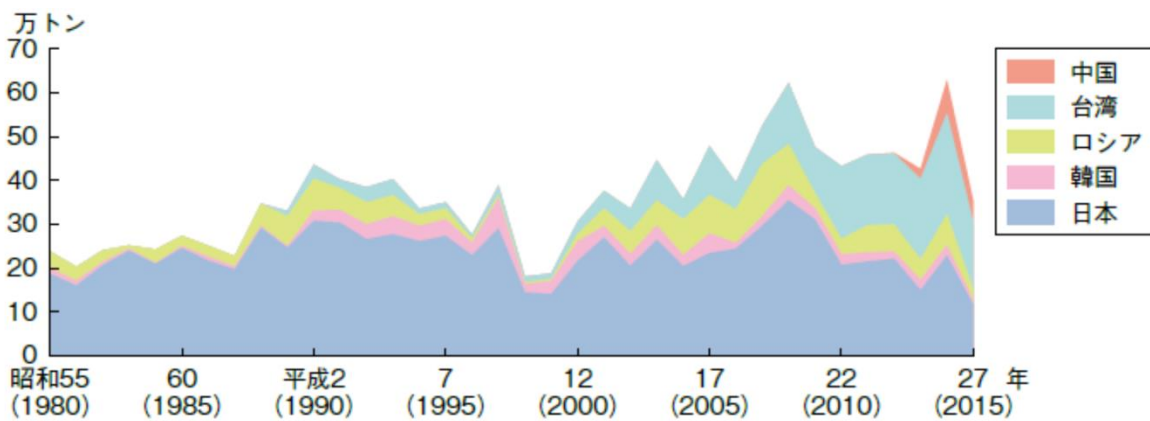
出典は「The State of World Fisheries and Aquaculture (2016)」で、水産庁が作成。

なお、南インド洋漁業協定（SIOFA）の会合参加者によれば、非加盟国の中国は、台湾の加盟手続きに多大の関心を寄せるとともに、同水域で過去に操業実績があったことを強調していたとのことである。また、一部水産関係者からは、南極に全く足掛かりを持たず操業実績にも乏しい中国が「南極の海洋生物資源の保存に関する委員会」（CCAMLR）に参加している理由として、豊富な資源量が見込まれるオキアミへの関心が指摘されている。

(ウ) 国際機関の活動状況（NPF Cの例）

本論文は、個々の漁業資源と各機関の個別対策を記すことを目的とはしていない。我が国の操業に影響を及ぼす可能性が高い太平洋水域でのサンマとサバの漁獲に関し述べておく。

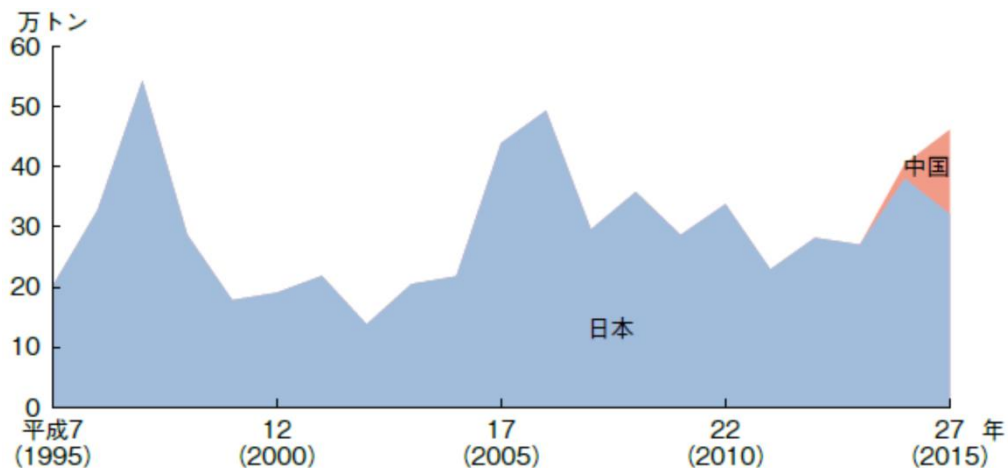
図9 サンマの国・地域別の漁獲量の推移



資料：水産庁「水産白書」（平成27年度版）。出典は、農林水産省「漁業・養殖生産統計」（日本）、FAO「Fishstat (Capture Production)」（韓国・ロシア（昭和62年以前はソ連））、NPF C提出資料（中国）

注：太平洋以外の水域の漁獲量も含む。

図10 日中両国によるサバの漁獲量の推移



資料：水産庁「水産白書」（平成27年度版）。出典は、NPF C提出資料。

注：日本の漁獲量は、マサバ及びゴマサバ太平洋系群の漁獲量。

図9、図10の中国のデータはいずれも、我が国の主導により2015年に設立された北太平洋漁業委員会（NPF C）に提出されたものである。資源管理はデータ管理から始まるが、中国の生産が活発化する時期の創設、同国参加を実現させたことは、時宜を得たものと評価ができよう。

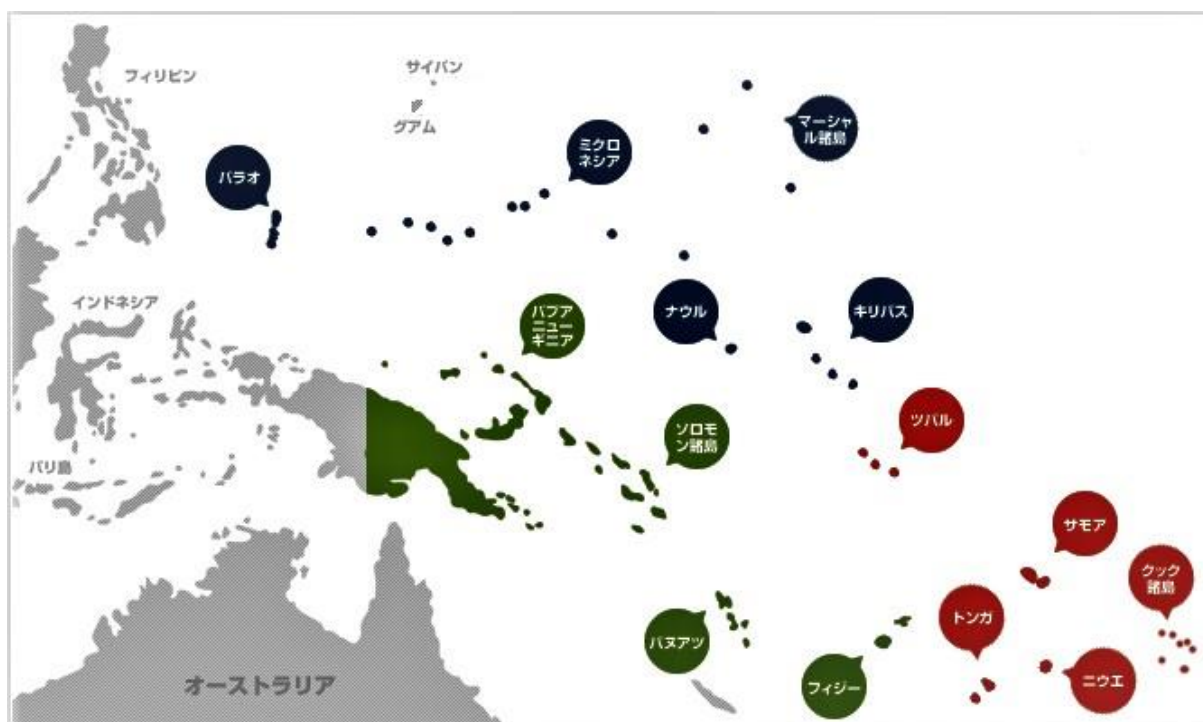
国際機関を通じての資源管理の在り方については、3で述べる。

ウ 他国EEZ内等での操業

（ア）太平洋島嶼国周辺EEZ内での操業

次に、太平洋島嶼国周辺EEZ内⁵における操業の実態について述べる。我が国は主として大型船によりカツオ・マグロを漁獲しておりが、その量は、世界全水域でのカツオ・マグロの漁獲量の約4割を占めている（2014年）。その入漁相手国は、パラオ、ミクロネシア連邦、PNG、ナウル、フィジー（政府間協定）ソロモン、マーシャル諸島、キリバス、ツバル（民間協定）である（図11参照）。

図11 日本の太平洋島嶼国周辺EEZ内での操業



⁵ この水域は、図2に掲げたFAOの漁獲統計海区では、中西部太平洋に含まれる。

資料：水産庁資料

一方、中国がいずれの国と交渉し入漁しているのか、その実態は不明である。ただし、太平洋島嶼国は入漁交渉自体については各国が個別に行っているが、取り締まりに関してはF F A (Pacific Islands Forum Fisheries Agency)⁶を設け一括して実施している。そこで、F F Aの情報 (HPに掲載された最新掲載情報＝2016年8月分) から推測すると、中国は延縄中心に290隻 (各国総計の25%に相当) の漁船が入漁登録していることとなる (表5参照)。

表5 太平洋島嶼国周辺EEZ内での操業状況

(単位：隻)

	延縄	一本釣	巻き網	運搬船	計
中国	264		18	6	290
台湾	126		32	3	161
韓国	95		25	30	159
日本	62	23	31	1	117
パナマ				77	80
合計	668	25		256	1148

資料：F F A資料 (2016年8月分)

各国EEZ内における操業については、沿岸国による適正な取締りが国連海洋法条約上は予定されている。そこで、その実行力の向上を図るため、我が国は (独) 国際協力機構 (J I C A) 主催により「違法・無報告・無規制 (I U U) 漁業⁷の抑止にかかる政策・対策」に係る研修を実施している (2018年は11月～12月に大洋州12ヶ国 (パプアニューギニア、フィジー、トンガ、バヌアツ、サモア、ソロモン、マーシャル諸島、ミクロネシア連邦、パラオ、キリバス、ツバル、ナウル) の職員が対象)^{8 9}。こうした研修の今後の更なる充実が期待される。

(イ) 大西洋中西部における操業の全容

参考までに、南沙諸島及び上述した太平洋島嶼国周辺水域を含む太平洋中西部全体の国別漁獲量を掲げておく。周知のとおり、南沙諸島の領有権をめぐる各国間で争いがあるが、南沙諸島周辺に限定したデータはない。表6はこの点に留意しながら取り纏めたものであるが、このデー

⁶ F F Aの加盟国は、豪州、クック諸島、フィジー、ミクロネシア連邦、キリバス、マーシャル諸島、ナウル、ニューージーランド、ニウエ、パラオ、パプアニューギニア、サモア、ソロモン、トケラウ、トンガ、ツバル、バヌアツの17か国・地域が加盟、図1-1に示した国家とは若干異なることに注意。

⁷ 違法・無報告・無規制 (Illegal, Unreported and Unregulated=IUU) 漁業を指す。所謂「便宜置籍船」による漁業も含まれる。

⁸ 河北新報等 (平成30年11月11日) は、「日米両政府」による「中国など外国漁船の取り締まり」対策として報道しているが、主催は日本単独であり、また特定の国を名指ししたものではない。

⁹ 2018年5月に開催された第8回太平洋・島サミット (PALM8) において、日本は「自由で開かれたインド太平洋戦略」の一環として、「海上法執行を含む海上保安分野における能力向上支援 (違法漁業対策の人材育成プログラムの実施等) を約束、また9月の行われた日米首脳会談で再確認された「自由で開かれたインド太平洋の維持・促進に向けた日米協力の例」として、マーシャル諸島、ミクロネシア、パラオを対象に日本がI U U漁業対策に関する技術研修を実施、米国がこの研修に専門家を派遣することが示されている

タで見る限り、中国が突出した状況を作り出している訳ではない。

表6 太平洋中西部水域における国別漁獲量（全魚種）

（単位：トン，％）

		2016	
南沙諸島 領有権 主張国	ベトナム	2,678,406	21.0
	フィリピン	1,868,114	14.6
	マレーシア	796,243	6.2
	台湾	201,676	1.6
	中国	25,078	0.2
	ブルネイ	13,292	0.1
その他 アジア	インドネシア	4,705,344	36.9
	タイ	950,219	7.5
	韓国	294,221	2.3
	日本	184,972 F	1.5
	カンボジア	120,600 F	1.0
	シンガポール	1,234	0.0
オセアニア各国		757,891	5.9
米洲各国		101,846	0.8
欧州各国		8,639	0.1
合計		12,751,700	100.0

資料：F A O 「FishstatJ」（1950-2016）」

エ 日中間で沿岸国主義を適用しない水域

日中間には、両国間のE E Z境界が確定できないこと¹⁰に伴い、沿岸国主義を適用できない水域として①日中暫定措置水域、②日中中間水域、③北緯27度以南水域¹¹がある（図12参照）。このうち、①③は「日中漁業協定」（正式名称：「漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定」）で水域を規定し、共同管理を前提に旗国主義を適用している（両水域とも日中共同委員会での協議の対象とはなっていない）。

ただし、③については数量管理の議論は行われておらず、①は2002年以後中国漁船の隻数、漁獲量の上限目標の削減が行われてきた（表7参照）ものの、2017年漁期以降は両国E E Z内の操業条件の問題から日中間の合意自体が形成されておらず、数量制限が課されていない状況にある。

¹⁰ 境界線確定に関する中国側の主張は、中間原則を普遍的なものとは認めず、公衡原則（実質的公衡が図られるよう、大陸棚の自然延長、大陸と島の対比などの特性を考慮）によるべきとする極めてユニークなものである。なお、具体的な境界線は示していない。

¹¹ 「漁業実態が複雑かつ錯綜している」ことから設けられたもの。旧協定時代にも設けられており、当該水域の「複雑かつ錯綜」した状況とは、専ら台湾問題に由来するものと考えらるべきであろう。

図12 日中漁業協定水域図

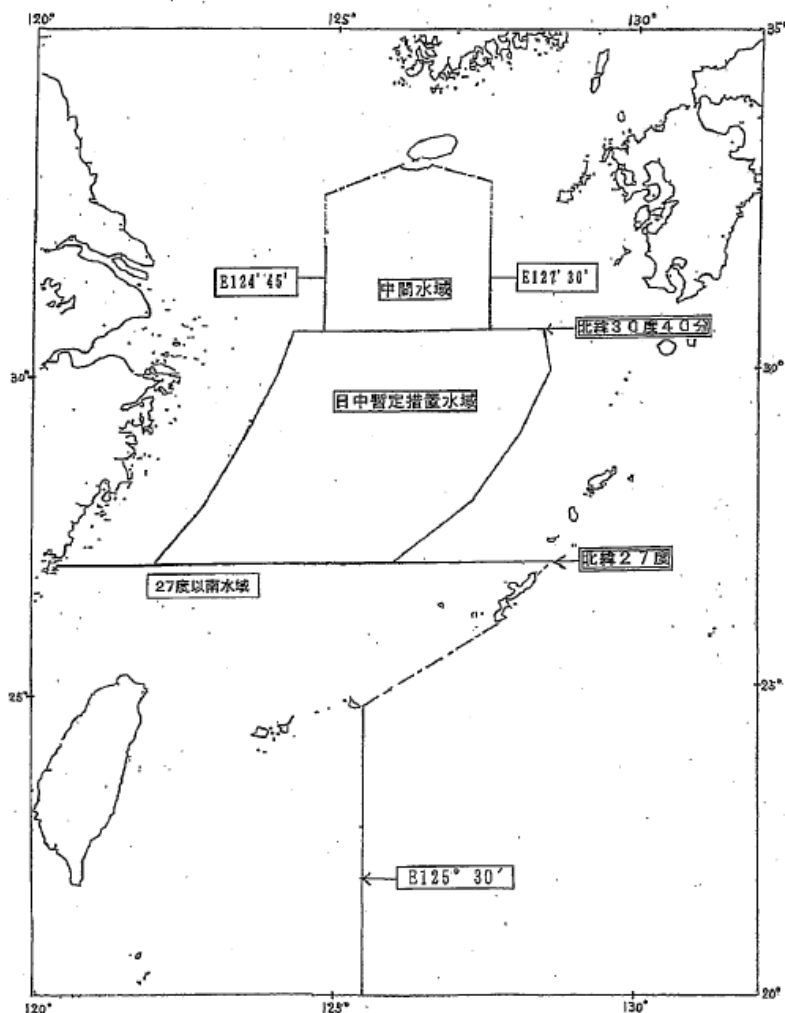


表7 2016年漁期における日中漁船の操業条件(日中暫定措置水域内)

	隻数, 漁獲量の上限目標	(参考) 2002年
中国漁船	17,307隻, 1,644,000トン	20,612隻, 2,136,000トン
日本漁船	800隻, 109,250トン	978隻, 109,250トン

一方、②は「日中漁業協定」上は沿岸国主義が適用される水域であるが、玉澤農相・陳農業部長間の協議で水域を規定し、資源の維持が過度の開発に脅かされないよう尽力すること条件に、相手国の許可なく操業できることとしたものである。しかしながら、資源管理措置について中国側は消極的で、2001年末以降「引き続き協議」のまま、事態は進展していない。

3 資源量に見合った適正規模の中国漁業を実現させるために

国連海洋法条約においては、EEZと公海とで異なるルールが規定されている。したがって、

その対応も分けて考える必要がある。

ア 沿岸国主義の適用水域での対応

この場合、沿岸国主義が適用されている水域にあつては、国連海洋法条約の定めるところに従って、沿岸国による資源量の把握、漁業枠の割当、確実な取締りの実施をすること重要である。

我が国においても、自国の取締り能力の維持・強化に努めるとともに、太平洋島嶼国の資源管理に対する支援を引き続き進めていくことが必要であろう。

イ 公海での対応

(1) 公海での漁業管理は、地域ごとに設けられた国際機関での話し合いに基づいて行われる。具体的には、把握した資源量に応じた漁獲枠が設定され、加盟国による乗船検査の実施などにより適正な資源管理が行われることとなる。

中国が漁業活動の中心としている北西部太平洋には、高度回遊性魚類もストラドリングストックも既に国際機関が創設されており、中国もこれに参加している。即ち、中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)では、クロマグロの資源回復目標が定められ、また大型魚の漁獲量の維持、小形魚の漁獲量の半減などの方針が決定され実行に移されている。また「北太平洋漁業委員会」(NPFCC)においては、サンマの資源管理措置(沿岸国の水域と公海にそれぞれに漁獲数量規制の導入等)が引き続き検討¹²されており、また2019年春の科学委員会で一致した資源評価結果を得るべく作業を進めることが合意された。更に、公海乗船検査制度の実施規則が策定され、実行段階に入ることとなった。

我が国としては、引き続きこれらの国際機関での適切な資源評価と厳格な資源管理に努めていくべきであろう。中国が独自に漁業を展開させるためには、整合性のある科学的データがまず必要となるが、これは一朝一夕にできるものではない。先進漁業国としての科学的知見を十分に活用していくべきであろう。

(2) 一方、中国が加盟していない国際漁業機関の対象水域についても述べておく必要がある。

(1)で述べた義務は、当該国際機関加盟国に課せられたものであり、国際法は原則として非加盟国には適用がなく、その決定に従わせることはできない。尤も、以下の示すように、非加盟国(国際機関の決定に合法的に従わない国を含む。)へ特別な措置を講じ、機関の決定を遵守させるよう導いた例はあるが、中国漁業に対しては有効なものとはなり得ない。したがって、資源面の問題を科学的データに基づき説明を重ね、加盟を促し、また機関の決定に即した行動を促す—これを、関係国とともに粘り強く重ねていく以外には方途はないと思量される。

¹² 第4回会合では、我が国に導入提案に対し中国等が時期尚早として反対、引き続き検討となった。

(ア) I U U 国の漁獲物（マグロ）の輸入禁止

大輸入国である日本の輸入禁止により、輸出先の喪失から操業中止に追い込む方が成功したが、国内消費の中心の国（中国）に対しては効果がない。

(イ) 国連公海漁業協定（正式名称：分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（ストラドリリング魚類資源）及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する1982年12月10日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定）

国連海洋法条約を補完する目的で策定された当該協定に加盟すると、個々の国際漁業機関に関する協定に参加していなくとも、当該機関の保存管理措置に従う義務（第17条）、当該機関加盟国による乗船検査に応じる義務が発生する（第21条）。我が国は既にこの協定に加盟しているので、非加盟である南太平洋漁業管理機構（SPRFMO）の保存管理措置に従う義務がある。しかし、中国は乗船検査に関する規定を理由にこの協定に参加していない。中国に本条約への参加を促すことは、個々の国際漁業機関への加盟と同様に、相当困難なものと考えられる。

(ウ) 商業捕鯨モラトリアムに対する異議の撤回

1982年7月の国際捕鯨委員会（IWC）総会で商業捕鯨のモラトリアムが決議されたものの、我が国は11月に異議を申立したため、国際捕鯨取締条約上適法に操業できる状況にあったが、米国からEEZ内での操業実施と関連させた提案を考慮し、異議撤回（その後米国枠は0、即ち「両落」となる苦い経験）をした。しかし、中国に公海での操業の再検討を促すようなEEZ内漁業条件は見当たらない。

4 むすび

中国が今後海洋漁業をどのように発展させていくかについては不透明な点が多い¹³が、資源量に見合った適正な漁業を実現させていくことは不可欠である。

沿岸国により資源管理を行いうる水域にあっては、実効性のある資源管理、即ち中国漁船の操業の取締体制を構築することである。

他方、公海にあっては、国際機関による資源管理に応じた操業を行わせるために、まず当該国際機関への加盟を促し、加盟後は十分な議論に基づき、適正な措置の導入を図り、その遵守を確保していく必要がある。その実現のためには、加盟の前後と問わず、中国に対して科学的なデー

¹³ 1人当たり消費量は日本4割程度だが、消費の伸びは著しい。今後については、経済発展に伴う所得上昇が継続するか、ワールドチェーンなどインフラ整備が進展するか、所得上昇が引き続き漁食拡大に繋がるか（内陸部は漁食習慣が少）がキーであるとする見解（婁小波「中国における魚食急増の実相～何をどれだけ誰が食べているか?～」『アクアネット』(2007.5)）があり、これに加え、人口増加の動向、畜産物や内水面漁業とのバランス、輸出水産物の自国消費への切り替え、1,400万人余の漁業従事者の転業（減船）の可能性など不確定な要因が多い。平成28年度版水産白書も「中国の食料消費の動向を注視する必要がある」との指摘に留めている。

タの収集・提示を行うことが大前提であり、また働きかけは我が国単独ではなく、国際的に協調して行うことも重要なポイントとなろう。

中国の海洋進出全般に関しては日米豪印の連携強化を訴えることが多いが、漁業の分野においてはこの枠組みにとらわれず、海洋の水産資源を利用する多数の漁業国・沿岸国が連携して対応することが望まれるところである。

(2019.01.31)